

令和元年度
長野県国民健康保険団体連合会
通常総会議事録

と き	令和元年7月31日(水) 午前10時30分
と ころ	長野市西長野 長野県自治会館 2階 大会議室
附 議 事 項	別冊のとおり
会 議 の 概 況	以下のとおり
会 員 総 数	80名
定 足 数 報 告	出席会員 39名 委任表決会員 41名 計 80名

開 会 10時30分

開 会 事務局

理事長招集あいさつ 理事長
(別紙1のとおり)

来賓あいさつ 長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室長
(別紙2のとおり)

定足数報告 事務局

議長選任 事務局

議長 箕輪町長 白鳥 政徳 様

議長

只今、議長に選任されました箕輪町長の白鳥と申します。スムーズな議事進行をお願いいたします。

それでは、只今から会議を進めてまいります。議事に先立ちまして、国保連合会規約第20条によるこの総会の議事録署名人2名の選出を行いますが、議長の指名でよろしいか、お諮りいたします。

《 異議なしの声 》

では、議長から議事録署名人を指名いたします。

飯島町 副町長 唐 澤 隆 様

千曲市 健康福祉部長 荒 川 愛 子 様

のお二人をお願いいたします。

議 事

それでは、これより議事に入ります。提案されております議案は膨大なものとなっております。内容につきましては、議案書を事前にお送りしてございますので、お目通しをいただいている前提で、事務局からの説明は、要点を絞って明瞭かつ簡潔をお願いいたします。

I 報告事項

議 長

それでは報告事項について、報告第1号「平成30年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算の補正について」から、報告第10号「専決処分に付した令和元年度診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について」までを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

報告第1号	平成30年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算の補正について
報告第2号	平成30年度診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）歳入歳出予算の補正について
報告第3号	平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（支払勘定）歳入歳出予算の補正について
報告第4号	平成30年度介護保険事業特別会計（支払勘定）歳入歳出予算の補正について
報告第5号	平成30年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（支払勘定）歳入歳出予算の補正について
報告第6号	平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出予算の補正について 《 説 明 》 事務局 議案書により説明
報告第7号	専決処分に付した事務局組織規則の一部改正について
報告第8号	専決処分に付した令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回）について
報告第9号	専決処分に付した令和元年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
報告第10号	専決処分に付した令和元年度診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について 《 説 明 》 事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑を行う場合は、会員名を述べてからご発言いただきますようお願いいたします。それでは質疑を求めます。

《 質疑等なし 》

ご意見、質疑がないようですので、報告第1号から報告第10号までを、報告どおり承認

することにご異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

異議なしと認め、報告第1号から報告第10号について、承認することとします。

II 議決事項

議 長

次に議決事項に入ります。議案第1号「平成30年度長野県国民健康保険団体連合会事業報告について」から、議案第13号「平成30年度長野県国民健康保険団体連合会財産目録について」までを一括議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 平成30年度長野県国民健康保険団体連合会事業報告について
《 説 明 》 事務局 議案書により説明 |
| 議案第2号 | 平成30年度一般会計歳入歳出決算について |
| 議案第3号 | 平成30年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第4号 | 平成30年度診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第5号 | 平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第6号 | 平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（支払勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第7号 | 平成30年度介護保険事業特別会計（業務勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第8号 | 平成30年度介護保険事業特別会計（支払勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第9号 | 平成30年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第10号 | 平成30年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（支払勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第11号 | 平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第12号 | 平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出決算について |
| 議案第13号 | 平成30年度長野県国民健康保険団体連合会財産目録について
《 説 明 》 事務局 議案書及び資料により説明 |

《平成30年度収支計算書等財務諸表について》

本日提出いたしました「平成30年度収支計算書等財務諸表」につきましては、国から議案でお示ししている様式のほかに、財務諸表の作成も求められておりますので、従来の様式と併せまして複式の財務諸表を作成しております。後ほどご確認いただければと思います。

《平成 30 年度決算における実費弁償判定結果について》

国庫補助の対象とされる事業におきましては、本来は剰余が生じることがないものであることから、国保連合会の行う手数料を徴収する事務におきましては、手数料の額が実費に見合う額とされておりまして、剰余の発生の有無を確認する必要があります。

平成 30 年度決算につきましては、国から示されました判定方式により、手数料を徴収する診療報酬、介護保険、障害者総合支援、特定健診、後期高齢者医療の 5 つの特別会計において、剰余が発生していないことを確認しております。

なお、実費弁償方式の判定につきましては、税理士法人に委託して行っており、總會終了後に、義務付けられました書類を長野税務署へ提出いたします。

以上、すべての会計において平成 30 年度決算額が確定いたしましたので、今年度予算において、繰越金、診療報酬等支出金、積立金等の補正を行いたいと考えております。

議 長

事務局の説明が終わりました。この事業報告、各会計の決算につきましては、監事による監査が行われておりますので、監査報告をお願いします。

監 事

監事を代表しまして、監査報告を申し上げます。

国保法第 24 条第 3 項の規定及び国保連合会規約第 45 条第 1 項の規定により、平成 30 年度の事業実施状況、予算の執行状況及び財産の管理状況等につきまして、平成 30 年 11 月 27 日と令和元年 6 月 25 日に監査をいたしました。

その結果、事業運営上においても、また会計面においても、関係書類、諸帳簿等適正に処理されており、誤りのなかったことを認めましたので、ご報告申し上げます。

なお、両監査においては、事前に外部監査が実施されており、監査委託先の税理士法人から、現金出納及び財産管理における処理について問題ないと報告を受けておりますので、併せてご報告を申し上げ監査報告といたします。

議 長

ありがとうございました。監査報告が終わりました。各々の議案につきまして、ご意見、ご質疑等ございますか。

《 質疑等なし 》

ないようですので採決します。議案第 1 号から議案第 13 号まで、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

ご異議ないものと認め、議案第1号から議案第13号まで、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号「長野県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」及び、議案第15号「積立金管理運用規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

議案第14号 長野県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

議案第15号 積立金管理運用規則の一部改正について

《 説 明 》 事務局 議案書により説明

《新たな積立資産の保有が認められることになった経緯について》

平成29年7月に、厚生労働省と支払基金の連名で、「支払基金業務効率化・高度化計画」が公表されましたが、その中で、今後は、ICTやAIを活用して、審査の質を向上させていくという考え方が示されました。

計画には、支払基金の改革のみならず、国保中央会及び国保連合会においても同時並行的に、支払基金の改革と整合的かつ連携して取り組みを進めるということが記載されています。

本会に対しましても、支払基金の審査業務改革と一体となった取組の推進が求められているところです。

また、その他の業務につきましても、高度化・効率化に取り組んでいく必要があります。

現時点では、具体的な内容は示されておりませんが、今後、システム開発のための原資を確保していくことが必要になってくるものと思われまます。

その際に、支払基金は、法人税法上の公共法人に位置付けられているために、内部留保が認められており、システム開発の原資を積み立てることが可能です。一方、本会は、公益法人に位置付けられているために、認められた積立資産以外の積立を行った場合には、課税となってしまうという不公平が生じております。

必要な経費を積み立てても、支払基金は非課税、国保連合会は課税という状況です。

そこで、厚生労働省が国税庁と協議を行いまして、今回は、法人税法上の位置づけの改正という訳にはなりませんでしたが、ICTやAIを活用したコンピュータチェックの導入等による、審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取組みに充てる積立資産について、非課税で積み立てられるよう、通知の改正を行いました。

本年3月27日付で、新たな積立資産の創設等についての改正通知が、国から県あてに発出されましたので、その通知に基づき、今回、規約・規則の改正を行うものです。

議 長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質疑等ありますでしょうか。

《 質疑等なし 》

特にないようですので、採決をいたします。

議案第 14 号及び議案第 15 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

ご異議ないものと認め、議案第 14 号及び議案第 15 号について原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 16 号「令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）について」から、議案第 23 号「令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について」までを一括議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

- 議案第 16 号 令和 元年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 議案第 17 号 令和 元年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 議案第 18 号 令和 元年度診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 議案第 19 号 令和 元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 20 号 令和 元年度介護保険事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 21 号 令和 元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 22 号 令和 元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 23 号 令和 元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について

《 説 明 》 事務局 議案書及び資料により説明

《 ICT 積立資産について 》

ICT 積立資産につきましては、創設に係る経緯等は先ほど事務局長からご説明申し上げたとおりですが、全国の国保連合会において、実費弁償方式の確認申請の関係から、今回の予算の補正にて必ず ICT 積立資産の費用を計上することを国税庁より求められているといった状況です。

このようなことから、ICT 積立資産の対象となります。議案第 17 号及び 19 号から 22 号までの 5 つの特別会計におきまして、ICT 積立資産の科目を新設し、補正を行いたいとするものです。

なお、積立額に関しては、手数料の 30% を超えない範囲とされておりますが、審査支払業務等高度化・効率化のために必要となる経費の具体的な金額等は、まだ明確にお示しできない状況であり、今後、厚生労働省と国保中央会と協議のうえ必要となる積立額を定めてお

示したいと考えております。

よって、今回の補正による予算額は科目建てを主目的として、全て千円としております。なお、補正額に関しましては、今回の補正では多寡を問わないと、国保中央会を通じて国税庁から、予め示されておりますので申し添えさせていただきます。

《実費弁償の確認申請について》

本会が行います事業は、原則として法人税法上の収益事業に該当いたしますが、この業務が実費弁償により行われるものであり、かつ、そのことをあらかじめ5年以内の期間に限り、所轄税務署長の確認を受けたときは収益事業に該当しないこととされており、平成26年度に行いました確認申請によりまして、平成30年度までの5年間は収益事業に該当しないものとされておりました。よって、引き続き今年度から令和5年度までの5年間分の確認申請を行う必要があります。

具体的な手続きに関しましては、本補正予算がこの通常総会にて承認された後には、直ちに実費弁償方式の確認申請を行う必要があります。

申請には、ICT積立資産に係る費用を計上した今年度の補正後予算書に加えまして、国保連合会の概要、対象となる特別会計の事業の概要、実費弁償方式による事務処理に該当する理由、実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書並びに過去3年度分の決算書と事業報告といった書類を提出するよう求められておりますので、この手続きに関しましてご了承いただきたくお願い申し上げます。

なお、事前に国保中央会を経由して、国税庁に対し一部書類を提出して事前確認を済ませておりますことを、申し添えさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何か、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

《 質疑等なし 》

それでは採決いたします。議案第16号から議案第23号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

ご異議ないものと認め、議案第16号から議案第23号について原案どおり可決いたしました。

次に、議案第24号「理事・監事の選任について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議案第24号 理事・監事の選任について

《 説 明 》 事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

《 質疑等なし 》

特にないようですので、採決をいたします。

議案第 24 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

ご異議ないものと認め、議案第 24 号について原案どおり可決いたしました。

以上で、本日議題といたしました議案に対する全ての議事が終了しました。

議事録は事務局で整備のうえ、後日議事録署名人に署名をお願いすることといたします。

なお、議事録につきましては、「総会議事録の作成及び公表要領」に基づき、本会ホームページに掲載させていただきますのでご承知おきください。

皆様のご協力により、全議案、原案どおり可決していただきました。スムーズな進行ができました。

皆様に感謝申し上げながら議長退任とさせていただきます。

閉 会 あ い さ つ 副理事長
(別紙 3 のとおり)

閉 会 11 時 58 分

(別紙1)

理事長招集あいさつ

通常総会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

今年の梅雨は、本当に雨の多い梅雨となりました。ようやく、暑い夏がやってまいりました。これから、「暑い」が口癖になるのではないかと思っています。

さて、会員の皆様には公務ご多用の中ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、県から、国民健康保険室長様にお越しいいただき、厚くお礼申し上げます。

皆様方には、日頃、国民健康保険事業の運営にあたりまして、多大なご尽力をいただいておりますとともに、本会事業運営につきましても、格別のご理解、ご協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、国保運営の在り方の見直しと国保財政基盤強化を柱とする半世紀ぶりの大改革が実施され、昨年4月から、県が国保の保険者となり、財政運営の責任主体として役割を担うこととなりました。

本会といたしましては、今後も県を始めとする各保険者と一層の連携を図りながら、各種システムの確実な構築と安定的な運用に努めるとともに保険者の負担軽減や効率化に取り組んで参りたいと考えております。

さて、健康保険法等の一部改正が5月15日可決・成立し、順次施行されることになりました。

改正法案の内容につきましては、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認の導入や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、審査支払機関の機能強化など、医療保険事務の効率化を図る内容になっております。

このほか、国保連合会の業務に、保健事業のデータ分析や事業評価を位置付けており、本会といたしましても「国保データベースシステム」のより一層の利活用の支援をはじめ、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援など、保健事業がより効果的かつ効率的に実施できるよう、保険者の保健事業等を支援する国保地域医療推進協議会と共に、皆様方のご理解、ご協力をいただきながら取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、本日提案いたします議案は、平成30年度の事業報告及び各会計決算並びに令和元年度予算の補正などでございます。

充分なご審議をいただき、適切なご決定をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。

(別紙2)

長野県 健康福祉部 健康増進課 国民健康保険室長 あいさつ

皆様には、日頃から、健康福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただき、また、国保事業の円滑な運営にご尽力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、新国保制度が昨年4月から始まり1年が経ちました。制度移行につきましては、市町村や国保連の皆様の多大なるご協力により、初年度としておおむね順調な滑り出しが出来ましたことを、改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。

県としては初めてとなる「国保特別会計」の決算ですが、現時点では約49億円余剰金が出ております。ただし、療養給付費負担金や前期高齢者交付金の返還が発生する見込みであり、実質の余剰分は不透明な状況であります。今後市町村の皆様のご意見をお聞きしながら、この余剰金の取扱いを決めてまいります。

保健事業につきましては、国保部門として小規模な町村を想定した「糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー派遣事業」を新規事業として実施し、健康づくり部門としては「信州ACEプロジェクト」の一環として、KDBデータを活用して健康課題を明らかにするとともに、新たに効果的な保健指導の介入時期等も分析し、市町村が実施する保健事業を支援してまいります。また、KDBデータを基に個人の医療・介護・健診データを一元的に集約化した分析基盤を構築し、施策立案や市町村支援に活用していく予定です。

さて、新国保制度が概ね順調に滑り出した今、皆様の大きな関心事は「保険料(税)水準の統一」かと思えます。皆様ご承知のとおり、「長野県国民健康保険運営方針」の改定時期であります令和2年度までに、将来的な保険料水準の統一に向けた目標年次や方向性等を示す「ロードマップ」を策定するため、本年度から「医療費」「保険料」「市町村事務標準化」の3つのワーキンググループを立ち上げ、合計24の市町村の実務担当者の皆さんと意見交換をはじめました。このワーキンググループや「県・市町村国保運営連携会議幹事会、実務担当者検討会」に加え、全市町村への意見照会も実施し、市町村の皆様のご意見を丁寧にお聞きしながら検討を進めたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

国保財政運営を都道府県単位化しただけでは、国保財政の安定化は難しいと考えておりますので、県としましては、安定した国保制度とすべく制度設計に責任を持つ国において必要な制度の見直しを行うよう、県自らの要望に加えて全国知事会等を通じ、「国定率負担の引き上げ」や「子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入」などの拡充措置を講じるよう、今後も引き続き国に対して要望してまいります。

結びに、長野県国民健康保険団体連合会の益々のご発展と、本日お集りの皆様のご健勝を祈念して、挨拶とさせていただきます。

(別紙3)

副理事長 閉会あいさつ

長時間にわたりまして大変ご苦勞様でした。全ての議案を認めていただきありがとうございます
いました。

以上をもちまして、令和元年度長野県国民健康保険団体連合会通常総会を閉会といたしま
す。

大変ご苦勞様でした。

通常総会出席者名簿

保険者名	出席者氏名	書面参加	保険者名	出席者氏名	書面参加
長野県	油井 法典		宮田 村		○
長野市	西澤 みゆき		木曾 町	中村 和子	
松本市	塩野崎 隆夫		上松 町	大屋 誠	
上田市	春原 茂		南木 曾 町		○
岡谷市	片倉 俊幸		木祖 村		○
飯田市		○	王滝 村		○
諏訪市	五味 睦和		大桑 村	古谷 賢一	
須坂市		○	筑北 村	関川 芳男	
小諸市		○	麻績 村	森山 正一	
伊那市	廣瀬 宗保		生坂 村		○
駒ヶ根市	下平 和弘		山形 村	本庄 利昭	
中野市	小橋 俊樹		朝日 村	上條 文枝	
大町市		○	池田 町	甕 聖章	
飯山市		○	松川 村	宮澤 政洋	
茅野市	平澤 精一		白馬 村		○
塩尻市	百瀬 一典		小谷 村		○
千曲市	荒川 愛子		松川 町		○
佐久市	畠山 啓二		高森 町		○
東御市	中條 万里子		阿南 町		○
安曇野市	小林 敬治		阿智 村		○
佐久穂町		○	平谷 村		○
小海町		○	根羽 村		○
川上村		○	下條 村		○
南牧村	高見澤 澄一		売木 村		○
南相木村	児玉 常夫		天龍 村		○
北相木村	渡辺 義則		泰阜 村		○
軽井沢町	原 富士子		喬木 村		○
御代田町	阿部 晃彦		豊丘 村		○
立科町		○	大鹿 村		○
長和町		○	小布施 町		○
青木村		○	高山 村	内山 信行	
坂城町		○	山ノ内 町	外山 美雪	
下諏訪町		○	木島 平 村	日臺 正博	
富士見町		○	野沢 温泉 村		○
原 村		○	信濃 町	松木 哲也	
辰野町		○	飯綱 町		○
箕輪町	白鳥 政徳		小川 村	和田 勝男	
飯島町	唐澤 隆		栄 村	勝家 直樹	
南箕輪村	唐木 一直		医師国保組合		○
中川村	宮下 健彦		建設国保組合		○

以上、この会議の正確を証するため、ここに署名する。

議 長

箕 輪 町 長 _____ 印

議 事 録 署 名 者

飯 島 町 副 町 長 _____ 印

千 曲 市 健 康 福 祉 部 長 _____ 印